

社会保障審議会 障害者部会（第31回）	資料3
平成20年4月23日	

障害保健福祉サービスの現状

介護給付費等支払データに基づく自立支援給付の状況(平成19年12月分速報値)

この調査結果は、各都道府県国民健康保険団体連合会において、「障害者自立支援給付支払等システム」より平成19年12月サービス提供分についてデータを抽出し、厚生労働省において試験的に全国集計したものの速報値である。(障害児施設給付等のシステム請求は、平成20年10月から開始予定。)

なお、下記のデータについては、本調査の範囲に含まれない。

- ・償還払いデータ
- ・事業所から市町村に直接請求しているデータ(紙媒体等で請求)
- ・点検エラー等により返戻になったデータ

また、集計の単位が「サービス提供年月」のため、月遅れ請求や過誤申出により、今後、再集計した場合に計数の変動があり得るものである。

・ 障害種別ごとの全国利用者状況（平成19年12月分）

障害種別	利用者数（人）
01：身体	124,562
02：知的	233,405
03：精神	39,492
04：障害児	47,433
計	444,892

・ 所得区分ごとの全国受給者状況（平成19年12月分）

所得区分	利用者数（人）	総費用額（千円）	利用者負担（千円）	負担率
01：生活保護	43,612	4,714,296	99	0.00%
02：低所得1	90,205	13,914,466	263,703	1.90%
03：低所得2	174,723	34,663,659	1,491,725	4.30%
04：一般1	96,824	9,332,617	713,056	7.64%
05：一般2	39,528	3,690,386	347,568	9.42%
計	444,892	66,315,425	2,816,151	4.25%

・サービス種類ごとの全国事業所状況(平成19年12月分)

サービス種類	事業所数(箇所)	利用者数(人)	総費用額(千円)
11: 居宅介護	12,748	88,479	5,197,415
12: 重度訪問介護	4,009	7,027	2,493,399
13: 行動援護	729	3,215	224,581
14: 重度包括	10	28	8,626
21: 療養介護	116	1,967	500,063
22: 生活介護	2,575	45,818	6,055,962
23: 児童デイ	1,335	35,609	1,031,915
24: 短期入所	3,068	20,933	1,320,803
31: 共同生活介護	2,899	22,960	2,167,870
32: 施設入所支援	723	15,298	1,263,296
33: 共同生活援助	3,065	17,966	978,351
34: 宿泊型自立訓練	9	57	5,688
41: 自立訓練(機能訓練)	234	2,196	129,589
42: 自立訓練(生活訓練)	580	5,780	549,997
43: 就労移行支援	873	9,336	1,231,830
44: 就労移行支援(養成施設)	51	275	15,632
45: 就労継続支援(A型)	244	3,421	317,547
46: 就労継続支援(B型)	1,732	28,459	2,280,578
81: 身体入所更生	299	3,423	673,712
82: 身体通所更生	39	359	20,961
83: 身体入所療護	859	24,110	8,121,823
84: 身体通所療護	140	908	138,093
85: 身体入所授産	608	7,609	1,248,087
86: 身体通所授産	355	6,944	791,129
91: 知的入所更生	2,923	81,325	18,249,547
92: 知的通所更生	878	20,224	2,570,809
93: 知的入所授産	408	10,161	2,055,626
94: 知的通所授産	1,664	51,716	7,038,102
95: 知的通勤寮	162	2,461	242,549

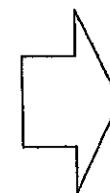
※各都道府県国保連合会のデータを単純集計したものであり、複数の都道府県にわたってサービスを提供している場合の事業所数は重複して計上されている。

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

1 移動支援事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 471 / 1, 843
実施市町村割合	79. 82%

	H18. 10~19. 3
	1, 462 / 1, 827
	80. 02%



	H19. 4~20. 3
	1, 569 / 1, 818
	86. 30%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10
実施市町村数	502 / 1, 843
実施市町村割合	27. 24%

	H18. 10~19. 3
	1, 058 / 1, 827
	57. 91%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10
実施市町村数	338 / 1, 843
実施市町村割合	18. 34%

	H18. 10~19. 3
	439 / 1, 827
	24. 03%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10
実施市町村数	180 / 1, 843
実施市町村割合	9. 77%

	H18. 10~19. 3
	463 / 1, 827
	25. 34%

	H18. 10~19. 3
	1, 112 / 1, 827
	60. 86%



	H19. 4~20. 3
	1, 414 / 1, 818
	77. 78%

※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 724 / 1, 843
実施市町村割合	93. 54%

	H18. 10~19. 3
	1, 746 / 1, 827
	95. 57%



	H19. 4~20. 3
	1, 797 / 1, 818
	98. 84%

(注1) H19. 4~H20. 3は速報値のため、今後変更があり得る。

(注2) H18. 10~H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注3) H19. 4~H20. 3の市町村数(1, 818市町村)はH20. 1. 15時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

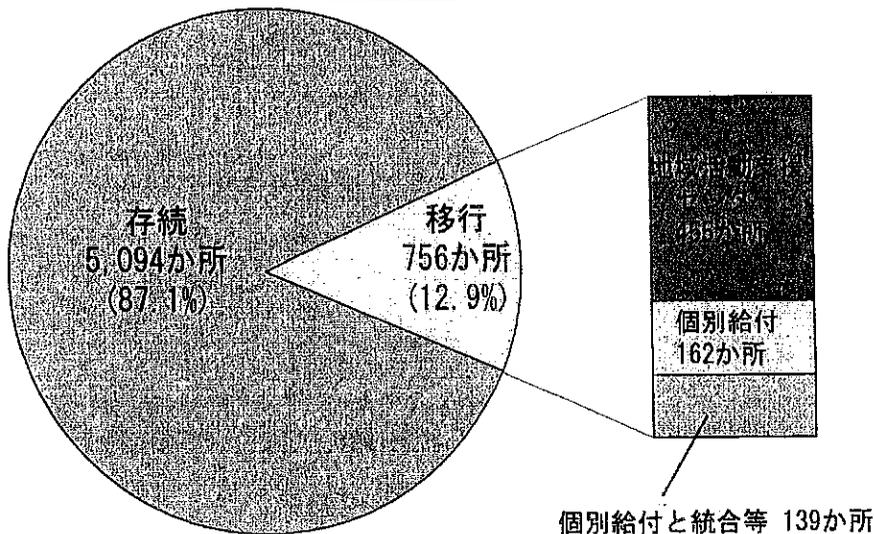
小規模作業所の新体系等への移行状況

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成19年10月時点では43.4%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

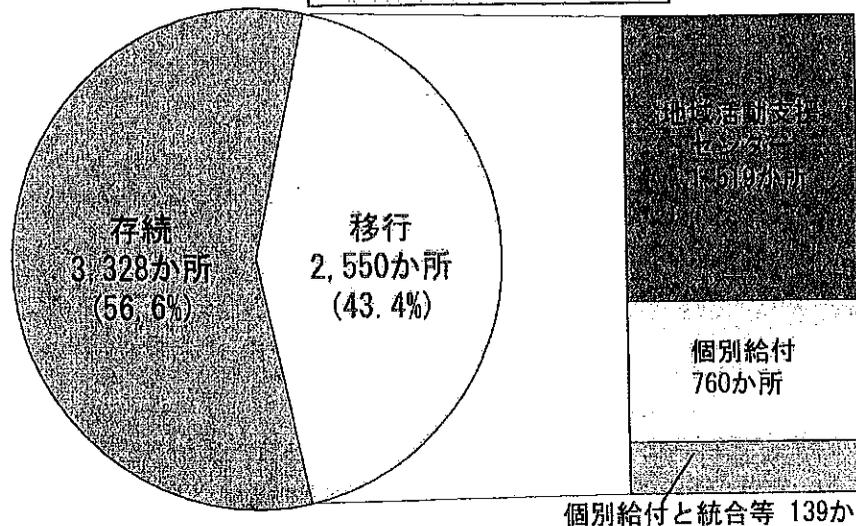
平成18年10月時点			平成19年4月時点			平成19年10月時点		
移行状況	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合		
移行	756か所	12.9%	2,405か所	40.9%	2,550か所	43.4%		
地域活動支援センター	455か所	7.8%	1,468か所	25.0%	1,519か所	25.8%		
個別給付事業	162か所	2.8%	671か所	11.4%	760か所	12.9%		
個別給付事業との統合等	139か所	2.4%	266か所	4.5%	271か所	4.6%		
小規模作業所のまま存続	5,094か所	87.1%	3,473か所	59.1%	3,328か所	56.6%		
合計	5,850か所	100.0%	5,878か所	100.0%	5,878か所	100.0%		
廃止	28か所	—	34か所	—	9か所	—		

平成18年
4月時点
小規模作業所
5,723か所

平成18年10月時点



平成19年10月時点



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ5

○相談支援事業の状況

1 指定相談支援事業者数

2,523事業者（平成19年4月1日現在）

2 サービス利用計画作成費の支給決定者数

1,429人（平成19年4月1日現在）

3 地域自立支援協議会の設置箇所数

32ヶ所/47都道府県（68.1%）

904ヶ所/1,821市町村（49.6%）

（平成19年12月1日現在）

障害児施設等の体系

入所施設：467カ所（24,527人） 通所施設：378カ所（12,335人） 児童デイサービス：1,092カ所（32,329人）

		根拠法令	施設の性格	
身体障害児	肢体不自由	入所施設	肢体不自由児施設 62カ所 2,730人	児童福祉法第43条の3 肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。
		入所施設	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条) 病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
		通所施設	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条) 肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。
	視覚・聴覚・言語障害	入所施設	盲児施設 10カ所 137人	児童福祉法第43条の2 視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
		入所施設	ろうあ児施設 13カ所 165人	児童福祉法第43条の2 聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
	通所施設	通所施設	難聴児通園施設 25カ所 746人	児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条) 強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。
		入所施設	重症心身障害児施設 115カ所 11,215人	児童福祉法第43条の4 重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。
	知的障害児	入所施設	知的障害児施設 254カ所 9,808人	児童福祉法第42条 知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。
			自閉症児施設 7カ所 235人	児童福祉法第42条 (最低基準第48条) 自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。
		通所施設	知的障害児通園施設 254カ所 8,981人	児童福祉法第43条 知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
三障害		児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	障害者自立支援法 第5条第7項 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	

※施設数及び在所者数は、平成18年10月1日現在(平成18年度社会福祉施設等の調査の概況より。)

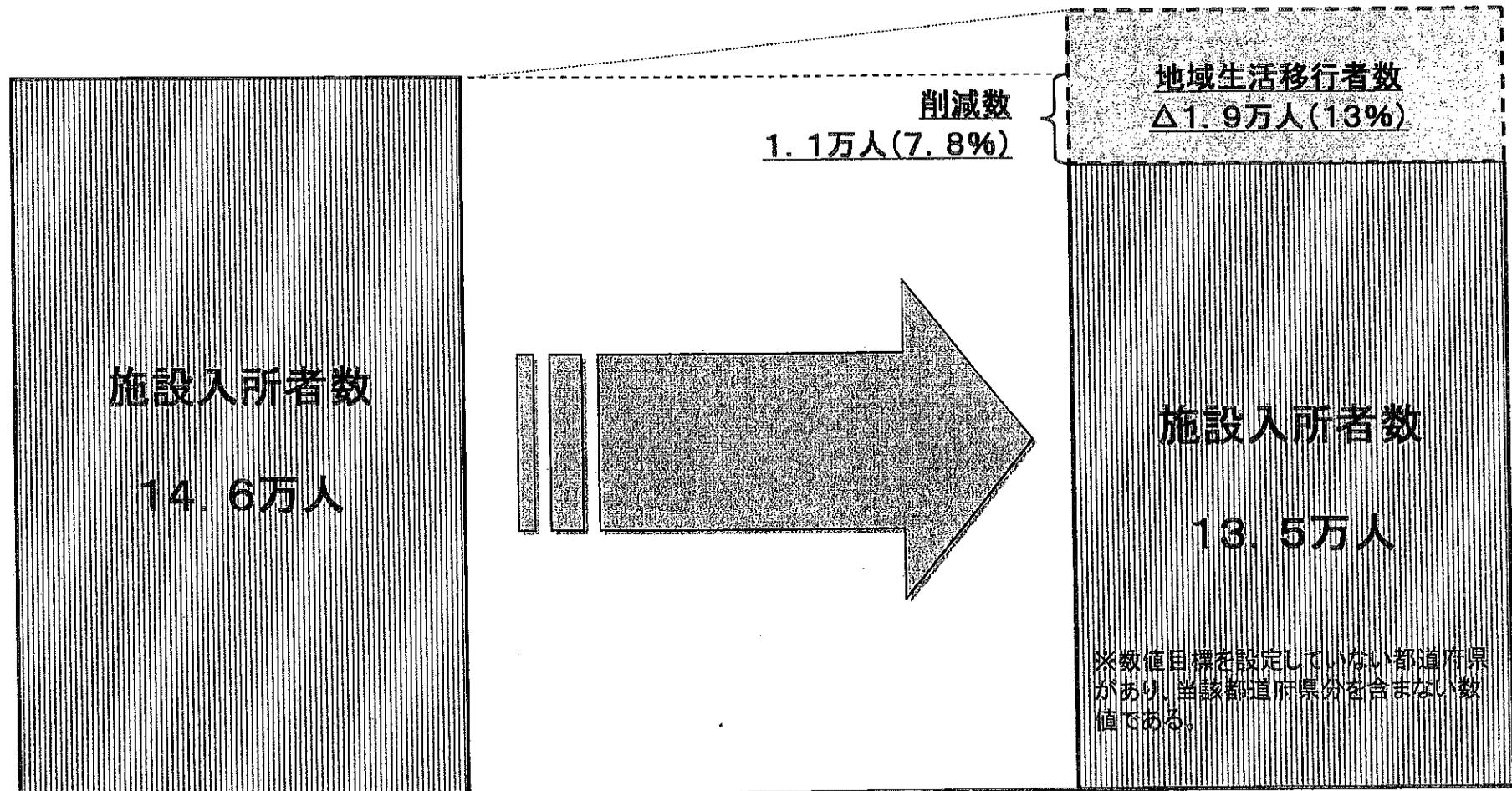
(参考) 児童養護施設等について

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
乳児院	児童福祉法 第37条	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	120か所	3,143人
保育所	児童福祉法 第39条	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。	22,720か所	2,118,352人
児童厚生施設	児童福祉法 第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設。	4,718か所 (児童館)	—
児童養護施設	児童福祉法 第41条	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。	559か所	30,764人
情緒障害児 短期治療施設	児童福祉法 第43条の5	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。	31か所	1,131人
児童自立 支援施設	児童福祉法 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	58か所	1,836人
幼稚園	学校教育法 第22条	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。	13,723か所	1,705,402人

【出典】幼稚園: 学校基本調査(H19. 5. 1現在) その他: 社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)

【数値目標】 福祉施設からの地域生活への移行

○ 施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度までに現在の施設入所者(14.6万人)のうち、1.9万人(約13%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、現在の施設入所者のうち1.1万人(約7.8%)が削減されることが見込まれている。

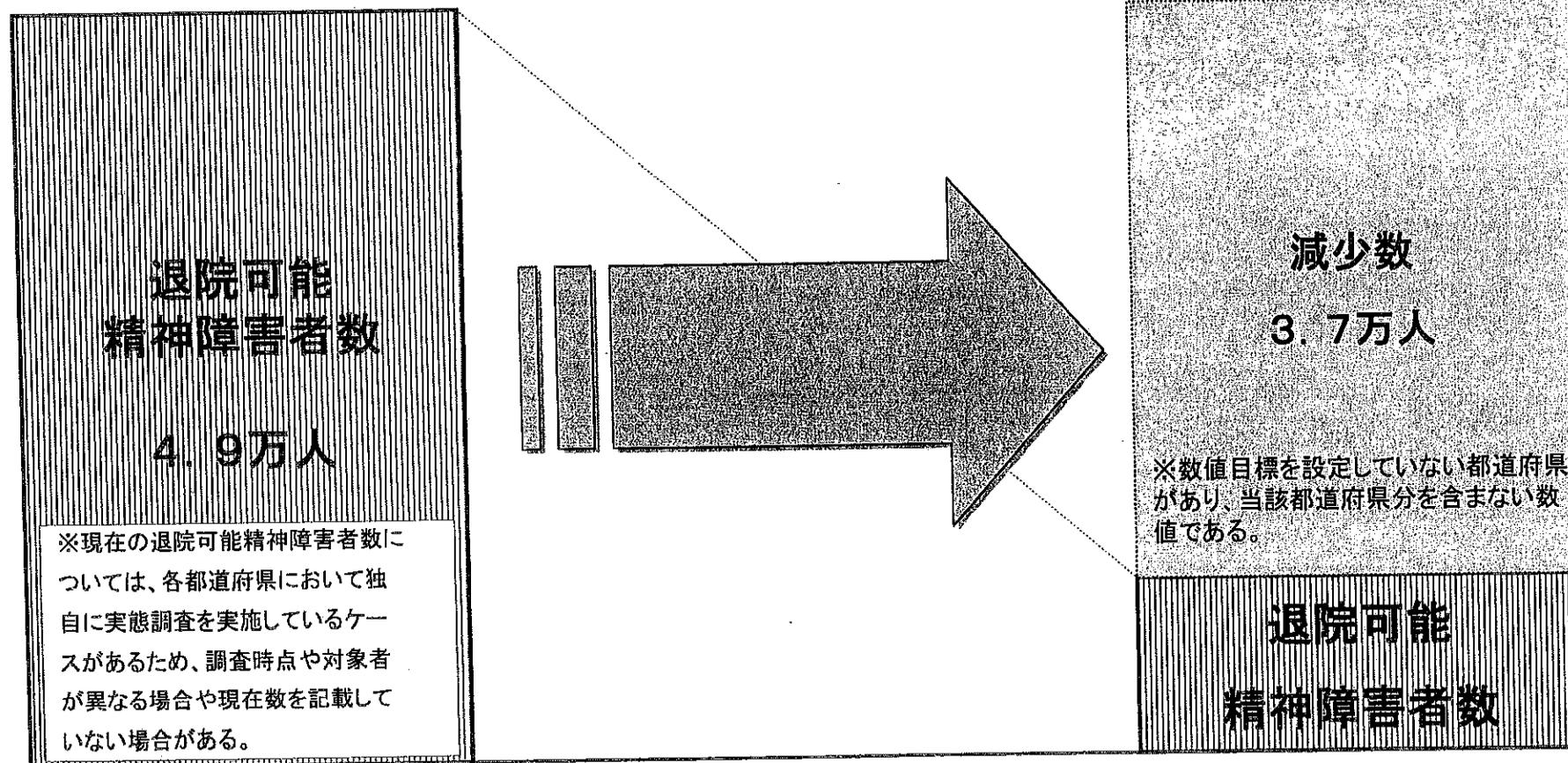


【現在(平成17年10月時点)】

【平成23年度末】

【数値目標】入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

○退院可能精神障害者については、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(以下、退院可能精神障害者。)4.9万人のうち、平成23年度末までに3.7万人を退院させることが見込まれている。

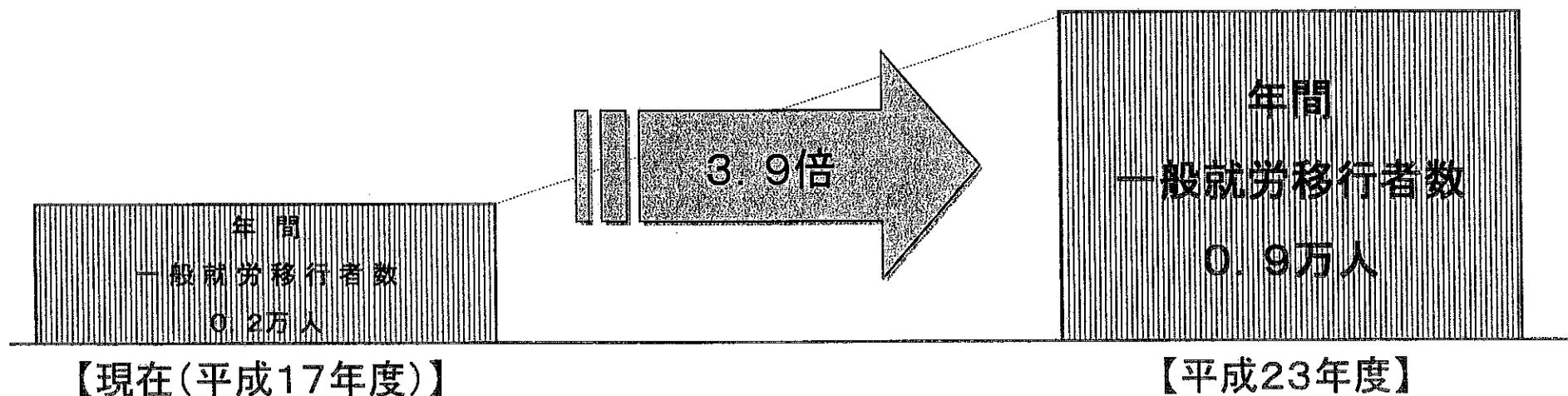


【現在】

【平成23年度末】

【数値目標】 福祉施設から一般就労への移行等

○一般就労への移行については、平成23年度中に一般就労へ移行する者の数が、平成17年度の一般就労移行実績の約3.9倍になることが見込まれる。また、就労継続支援事業全体の見込量において、その約15%が就労継続支援A型である。



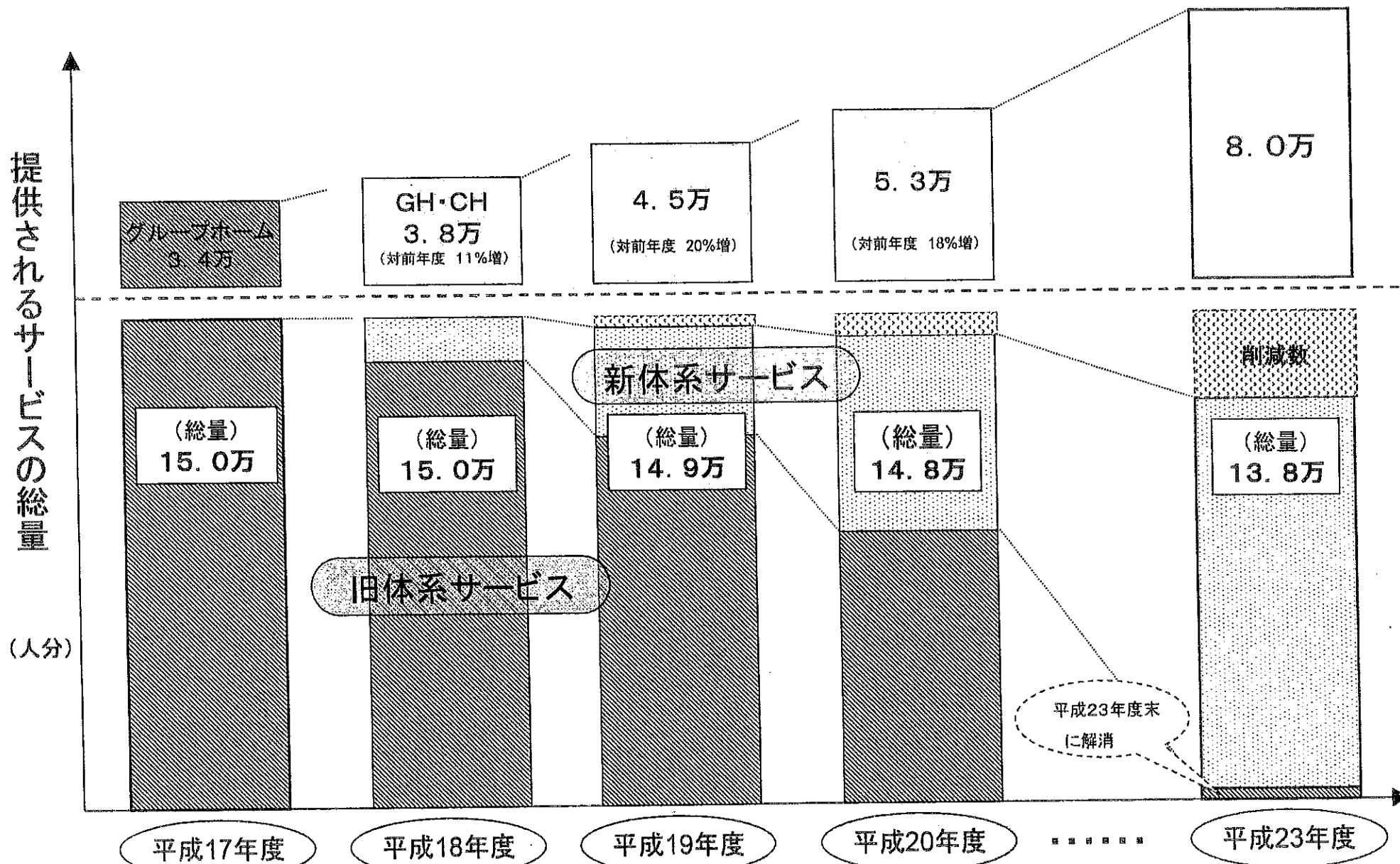
平成23年度における就労継続支援
事業全体のサービス見込量
277万人日分(100%)

A型 43万人日分(15%)

B型

234万人日分(85%)

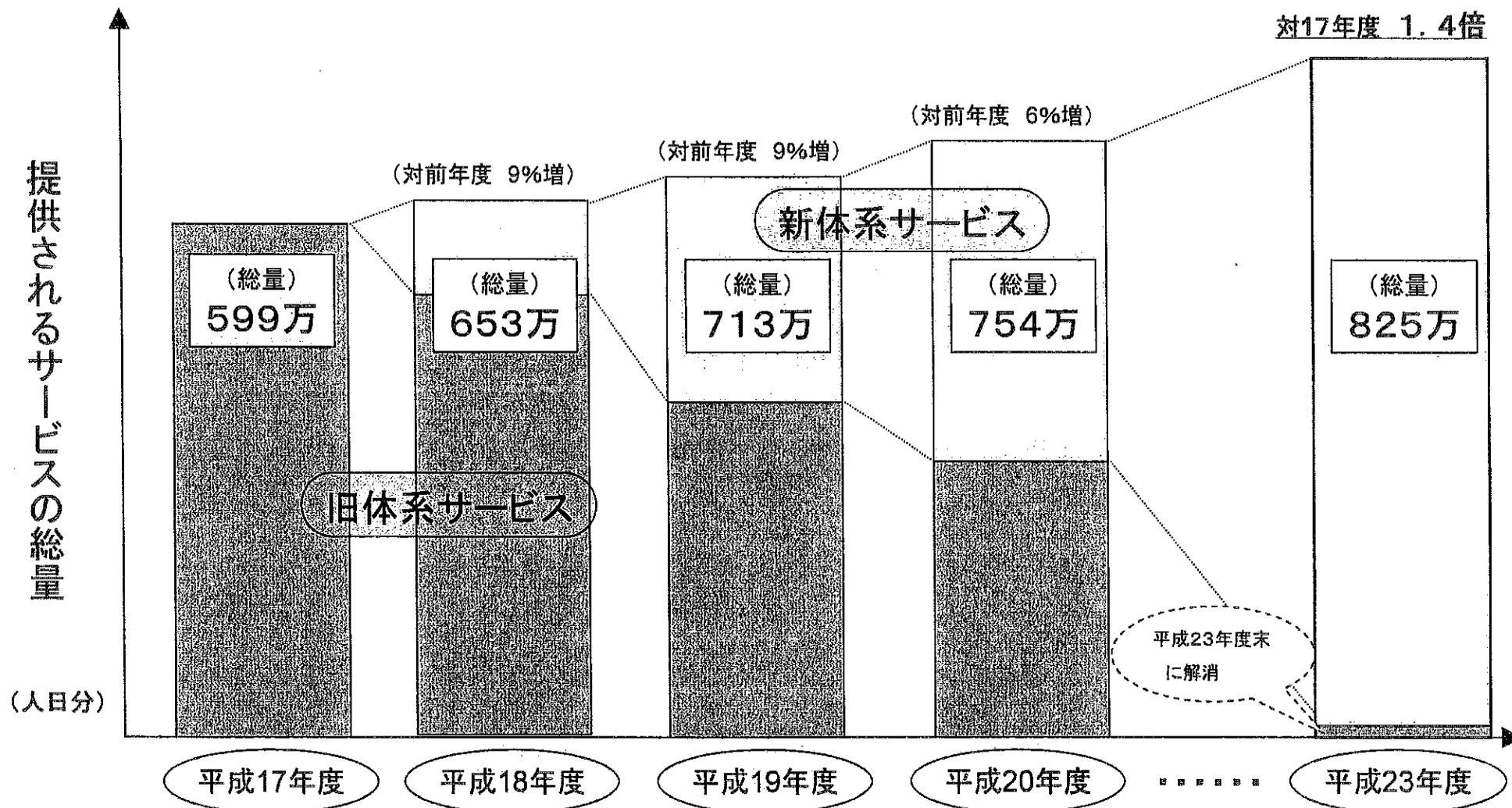
障害福祉サービス見込量の推移（居住系サービス）



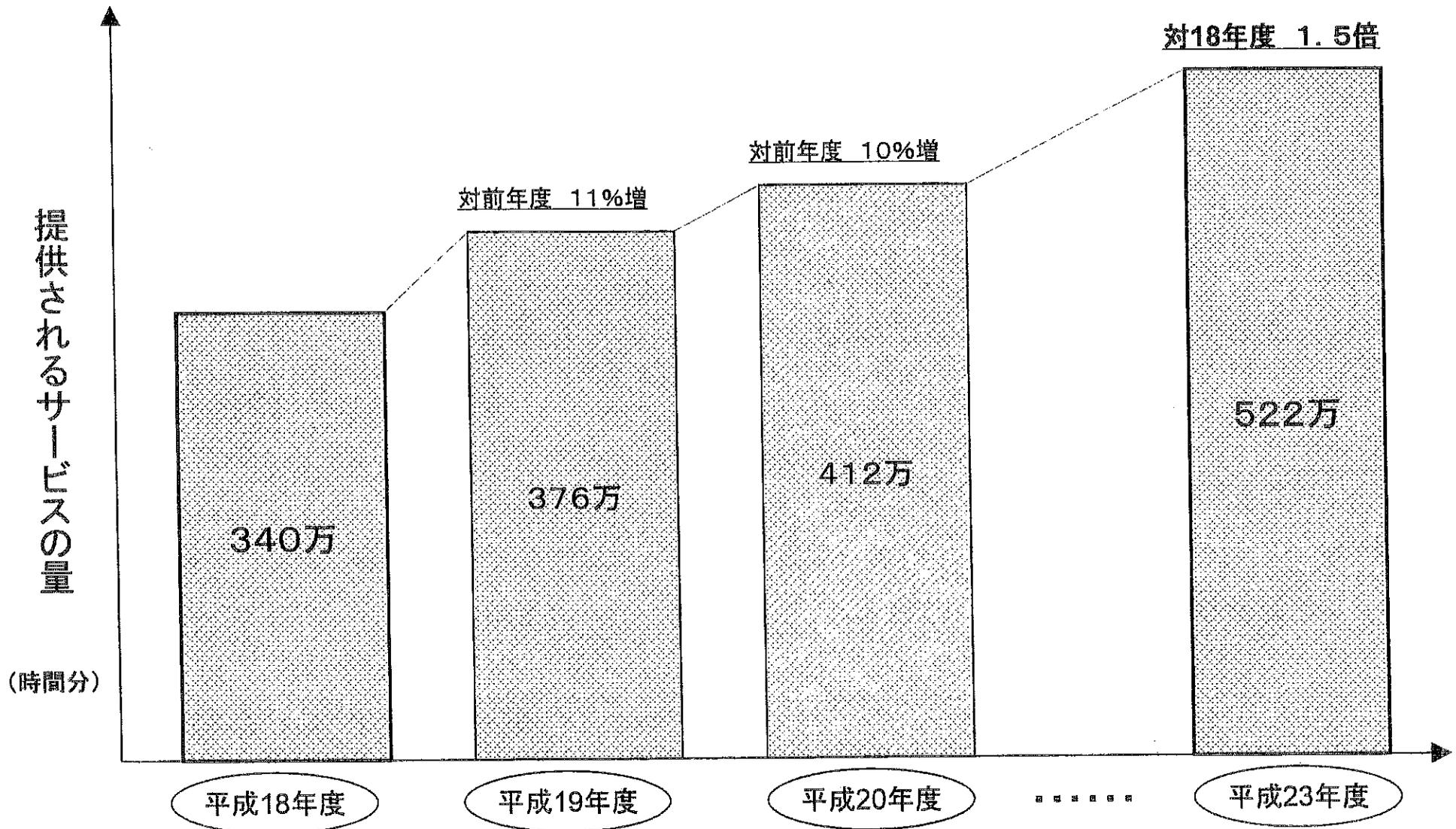
障害福祉サービス見込量の推移（日中活動系サービス）

※児童デイ・短期入所・療養介護は含んでいない。

※「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

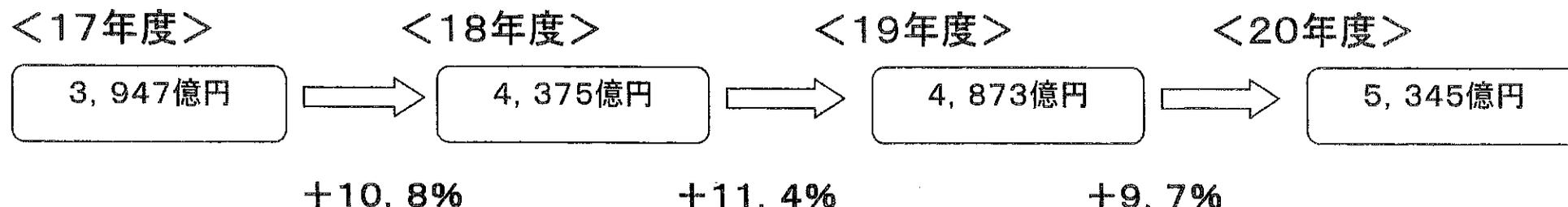


障害福祉サービス見込量の推移（訪問系サービス）

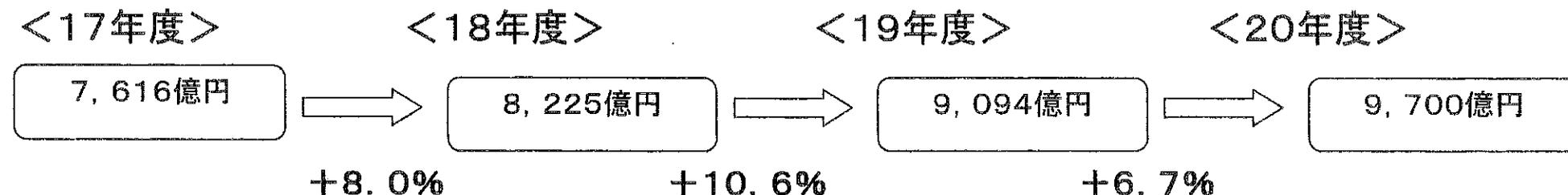


障害福祉関係予算の推移

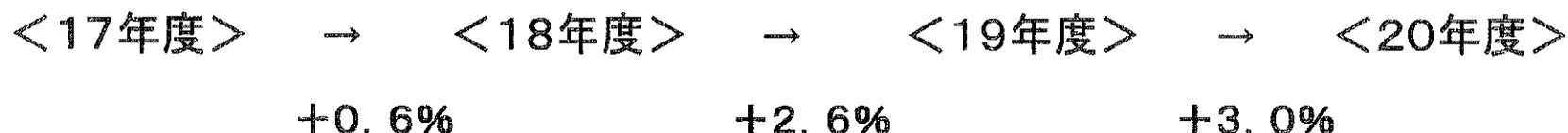
○ 障害福祉サービス関係予算



○ 障害保健福祉部予算全体



○ 厚生労働省予算の伸び



○ 政府全体の予算(一般歳出)の伸び

